

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症における株式会社マティーナ行動指針（BCP）

新型コロナウイルス感染症対策委員会

2021年5月12日

株式会社マティーナでは新型コロナウイルス感染症の感染状況を総合的に勘案して、『株式会社マティーナ行動指針』を作成し運用しています。行動指針の業務および諸活動のレベル判断については、日本国内ならびに東海三県の感染の拡大状況並びに政府等の要請レベルを総合的に勘案して、当社新型コロナウイルス感染症対策委員会において決定します。（政府分科会発表のステージとは異なり当社独自の行動指針です）

レベル	出勤・勤務体制	業務・活動			部外者・学生・来客の入構制限
		放課後デイ・生活介護	施設内外活動（小規模）	施設外活動（大規模）	
レベル0	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
レベル1	感染防止措置の上、通常通り出勤。出勤前の体温測定を任意で行う。	施設内クラスター発生に十分注意して実施。	感染拡大に十分注意して実施。	政府が提案する「新しい生活様式」を踏まえ、感染拡大に注意して実施。	入構時の消毒等、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で許可。ただし、入構した場合でも施設内滞在時間は可能な限り最短時間とする。
レベル2	感染防止措置の上、通常通り出勤。出勤前の体温測定を義務とする。（出勤者制限あり）	施設内クラスター発生に十分注意して実施。ただし「3密」が避けられない活動は中止。	政府・行政の要請に従い、感染拡大に最大限注意して実施。ただし、移動時など「3密」が避けられない活動は中止。	政府・行政の要請に従い、野外での「3密」を伴う活動は自粛する。	入構時の消毒等、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、相談室まで許可。（フロア、事務所内には入らない）滞在時間は最短時間とする。
レベル3	出勤者を制限する。	保護者と連絡を密にし、濃厚接触の疑いが強い場合には、当該利用者の利用を制限する。（制限中は保護者と随時連絡を取り合う）	原則中止（3密が避けられる活動のみ実施）	全ての活動を中止。	全ての部外者の入構を禁止。
レベル4	出勤を停止。オンラインミーティングを実施。	全面利用停止	中止	中止	同上

※政府による緊急事態宣言および蔓延防止等重点措置発令時はレベル2以上とします。

※3密：密閉・密集・密接

※利用制限が生じた利用者が居宅支援をご希望される場合は、相談に応じます。

※他の感染症が蔓延した場合、同様にこの指針に準じます。